

新しく生まれるお菓子たちに“衣装を着せる”仕事

～多彩なお菓子・食品の包装資材をトータルコーディネート～



昭和企画 株式会社

代表取締役社長

井川 憲司 氏

- 住 所：各務原市各務東町1丁目47番地
- T E L：058-370-5011
- U R L：http://www.showakikaku-f.co.jp/
- 事業内容：【本社】グラビア印刷、パッケージングの企画・デザイン、包装資材全般の制作・販売
【食料事業部】防衛省・官公庁への食料供給、非常食の販売
- 従業員数：65人

■ 事業の二本柱はパッケージデザインと自衛隊の糧食品取扱い

聞き手：まずは事業内容について詳しく教えてください。

井川社長：食の世界を支えるふたつの事業を手掛けています。ひとつは本社を中心に展開する、お菓子を中心としたパッケージデザイン・製作で、こちらは企画から印刷までの一貫生産を行っています。紙の包装資材はオフセット印刷ですが、食品包装用のプラスチックフィルムは写真印刷等に用いられるグラビア印刷で制作します。

もうひとつは自衛隊向けに糧食品を供給する仕事で、名古屋市と埼玉県狭山市にオフィスを置く食品事業部が担っています。自治体や学校向けの非常食も取り扱っています。一部では学校給食のお手伝いもしています。

聞き手：これまでの歴史や事業の転換点についてもお聞かせください。

井川社長：創業は1964年（昭和39年）2月で、最初は「株名食」という社名でした。現在は食品事業部がある名古屋市で、防衛省関係のお取引からスタートしました。1975年に「昭和企画（株）」を設立し、菓子・食品メーカーに包装資材を販売する仕事を始めました。現在の本社へ移転したのは1981年で、この時にグラビア印刷機を導入した工場を建設したことで、自社での一貫生産が可能になりました。1988年にはクリエイティブセンター、つまりデザイン部門を開設しました。

ちょうどスーパーやコンビニエンスストアが台頭して来た頃で、店舗に並ぶパッケージを通じて販売のお手伝いをするという現在に続くスタイルが確立されました。東京に拠

点を構えたのもこの時期で、大きな転換点となりました。

■ 表現の難しさと、ヒットした時の達成感

聞き手：衣・食・住の中でも食は特に身近な分野ですが、見たことのあるパッケージがこんなにたくさん各務原市内で作られているのだと初めて知りました。

井川社長：愛知県を中心として、東海三県には歴史も特徴もあるお菓子を作るメーカーさんが多くあります。当社は創業当時、工場を持っていなかったことから逆に「全部お任せください」と包装資材全般を引き受けていて、今も続くその姿勢が評価されたのだと思います。

一般的には分業で制作されるケースも多いため、「自分がデザインしたものが製品となるまで、自らの目でしっかり確認できることが魅力」だと言ってくれるデザイナーもいます。

我々の仕事は舞台裏の演出に関わる黒子の役割です。紙とプラスチックフィルムとでは表現手法も異なりますし、お客様が求める「シズル感」等の表現の難しさも常を感じています。

一方で新しい商品に当社のデザイナーが制作した衣装を着せてあげる、そしてそれがヒットした時の喜びや達成感はとても大きなものがありますね。

■ 「自分達の会社を自分達で良くしよう！」

聞き手：人材育成の工夫についても教えてください。



- デザイン制作から印刷まで～お客様のイメージを形にするオリジナリティのあるパッケージデザインをご提案
- 多色刷りのグラビア印刷機～最大9色を活用でき、クリエイティブセンターで製作したデザインをプラスチックフィルムに印刷
- 社内環境整備の一環～『トイレ掃除に学ぶ』を実践する姿

井川社長：創業者がいろいろな取り組みを始め、それを引き継いで続けています。そのひとつがトイレ掃除です。

もう30年程前に、(株)イエローハットの創業者である鍵山秀三郎氏と出会い、「日本を美しくする会・掃除に学ぶ会」初期に学ぶ機会をいただきました。トイレ掃除の大変なところは便器の裏、見えないところに対して五感・指先で感じながら汚れを取るというのは、隅々まで気を配り、気付く心を磨くことなのです。

もうひとつは、あるお客様から学んだ「集中環境整備」です。会社の柱のひとつとして『自分達の会社を自分達で良くしよう』物の命を大切にというテーマがあり、毎週火曜日の朝、それから毎月第1土曜日に工場の印刷機をはじめとして、会社の周り地域も含めて掃除や整備に取り組んでいます。さらに、半年に1回は2日間工場を止めて、印刷機の内部、ユニットごとに社員が入って分解し徹底的に磨き上げています。印刷機はインキで汚れやすい上に、付着するとどんどん硬化してしまうので、日頃からの手入れが大切です。そのおかげか、30年以上経過した印刷機が今も現役で活躍してくれています。

ちなみに私も「社長はここを磨いてください」と指示されますし、今日はトイレ掃除の当番でした。

聞き手：社長さんは免除かと思いきや、継続の一番の秘訣は“経営者も参加する”ということなんですね。

井川社長：食に関わる印刷物には“直接包む”という役割があり、品質管理も非常にデリケートです。そのため工場内外の環境にも神経を使っていますね。

私が社長になり14年経ちますが、繰り返し伝えているのは「事前準備と丁寧な仕事」、そして「フォア・ザ・チーム」です。結果は準備次第、雑な仕事は会社のイメージにも影響します。そのため、多少スピードが足りなくても丁寧な仕事をしようと社員には常に伝えています。また自分のことを優先するのではなく、まずチームのことを考える姿勢でいてほしいとも伝えています。

で包まれています。しかし口に入る時にはいらなくなってしまう。とはいえ、日本では気候に加えて温度・湿度の環境を踏まえ、食文化の一環としても品質を保っていくことが大切です。一方で環境配慮の課題はより重要になっており、お客様からは包材の軽量化を望まれたり、プラスチックの包装資材を紙に置き換えられないかといった相談を受けることもあります。当社でも環境への意識をより一層高めていかなければという使命感を強く持っています。

聞き手：コロナ禍が収まり、インバウンド需要にも動きが出てくるでしょうか。

井川社長：需要の戻りはまだ首都圏近郊に留まっている印象です。今後の動きに期待したいところですが、一方で様々な原価は高騰しており、当社としても楽観できる状況ではありません。ただお菓子は嗜好品で、美味しさや楽しさ、夢が求められる世界です。私たちも本質を見失わず、お客様の要望をしっかりとキャッチできる力を養い、そして何より楽しく仕事をしたいと考えています。

聞き手：これからは私もパッケージの見方が変わりそうです。奥が深いですね。最後に、ご自身の趣味や休日の過ごし方についても教えてください。

井川社長：朝、まだひんやりとした時間帯に歩くのが好きですね。長良川河畔や川原町界隈を歩いたり、鷺山を登ってみたりと四方八方を歩いています。ちなみに会社では4月に歩け歩け大会があり、25～30kmを皆で歩きます。10月にはスポーツ競技とBBQを合わせたリフレッシュ活動も行っています。

もともと身体を動かすのが好きなので、草野球も40年続けていて、今も現役です。

家内と旅行に行くのも好きですね。

聞き手：本日は貴重なお話をありがとうございました。

■ 環境問題に対して担えるものは何か

聞き手：今後への展開についても教えてください。

井川社長：私たちの生活に欠かせない食品は、必ず何か

聞き手 (一社)岐阜県経営者協会 広報部会委員
東海ダイカスト工業(株)
取締役 営業部長 **田中 豊**

【業務改善助成金のご案内】

申請期限：令和6年1月31日

※予算の範囲内で交付決定するため、
申請期限前に終了する場合があります。

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の上げを図るための助成金です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

賃金引上げ



今後の設備投資等



設備投資等に要した費用
の一部を助成

助成額は、＜助成上限額＞と「＜費用 × 助成率＞」のいずれか低い額

＜助成上限額＞

コース区分	引き上げる 労働者数	助成上限額	
		右記以外	事業場規模 30人未満の事業者
30円コース	1人	30万	60万
	2～3人	50万	90万
	4～6人	70万	100万
	7人以上	100万	120万
	10人以上	120万	130万
45円コース	1人	45万	80万
	2～3人	70万	110万
	4～6人	100万	140万
	7人以上	150万	160万
60円コース	1人	60万	110万
	2～3人	90万	160万
	4～6人	150万	190万
	7人以上	230万	230万
90円コース	1人	90万	170万
	2～3人	150万	240万
	4～6人	270万	290万
	7人以上	450万	450万
	10人以上	600万	600万

＜費用 × 助成率＞

○事業場内最賃が
900円以上950円未満
・通常 ⇒ 4/5
・生産性要件が有り ⇒ 9/10

○事業場内最賃が950円以上
・通常 ⇒ 3/4
・生産性要件が有り ⇒ 4/5

助成金申請のPoint!

○引上げ労働者数10人以上の助成上限額の適用を受けるためには、別に定める賃金要件、生産量要件、物価高騰等要件のいずれかを満たす必要があります。

○助成金の交付申請書に、「賃金引上げ計画」と「設備投資等の計画」を添えて、労働局に申請します。

※ただし、事業場規模50人未満の場合は、令和5年4月1日～同年12月31日までに賃上げしていれば「賃金引上げ計画」は不要です。

○賃金引上げは交付申請後、設備等の導入は交付決定後に実施し、賃金引上げと設備等の導入・代金支払いは実績報告・支給申請までに済ませてください。

助成金を活用して導入した 設備投資等の例

業種	導入した設備投資等
建設業	3D CAD
製造業	ハンドリフト
	包装機械、ラベリングマシン
	棚卸票の自動読み取り機械
小売業	業務用冷凍庫
介護業	福祉車両
	見守り支援システム (センサーマット付き)
様々な業種	クラウド型の勤怠管理システム

○助成金に関する詳細な説明は以下まで

・業務改善助成金コールセンター
(受付時間 平日 8:30～17:15)
TEL：0120-366-440

・岐阜労働局 雇用環境・均等室
(受付時間 平日 8:30～17:15)
TEL：058-245-1550



業務改善助成金 検索

○「岐阜労働局 業務改善助成金」で検索も！

申請時に役立つチェックリスト、
注意点などを公開しています。

【パート・アルバイトで 働く人の“年収の壁”支援】

今年の最低賃金は30年ぶりの高い水準での賃上げとなった。短時間労働者にもこの賃上げの流れを波及させるためには、本人の希望に応じて可能な限り働ける環境づくりが重要となる。いわゆる106万円・130万円の壁を意識して就業調整をすることなく働けるよう、当面の措置として下記のような対応が10月から実施されている。

●106万円の壁への対応

○企業への支援【キャリアアップコース助成金 「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースが新設される。

(1)手当等支給メニュー

要 件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
②賃金の15%以上追加支給 3年目以降、③の取組を行う	2年目 20万円
③賃金の18%以上増額	3年目 10万円

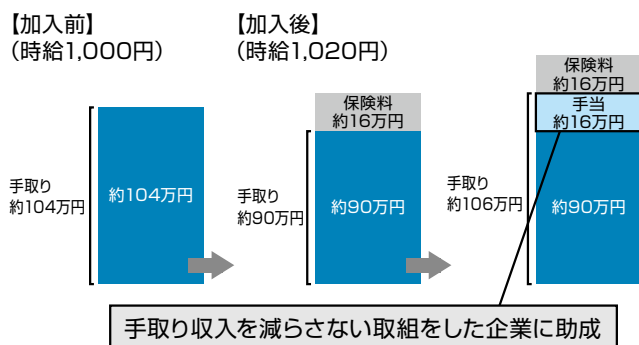
(2)労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たりの助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上4時間未満	5%以上	
2時間以上3時間未満	10%以上	
1時間以上2時間未満	15%以上	

○社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としない。

<活用イメージ／時給が上がり厚生年金・健康保険に加入した場合>



●130万円の壁への対応

○事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

繁忙期の残業代等、一時的に収入が増加し年収の見込みが130万円以上になる場合に、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断する。その際の認定手続きについても事業主の証明を添付することで迅速な認定を可能とする。

資料出所：厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」

労働行政リーダー ヘッドライン

東京大阪愛知で副業・兼業のモデル事業開始

個々人の意識の変化や構造の変化が加速する中、労働者個人の自律的なキャリア選択やライフステージに応じた多様な働き方へのニーズが高まっていることから、厚生労働省では副業・兼業の推進を図っている。10月からは(公財)産業雇用安定センターが雇用型の副業・兼業に関する情報提供モデル事業(ビジネス人材雇用型副業情報提供事業)を東京・大阪・愛知でスタート。副業・兼業を希望する在職者はセンターに登録することで、情報の提供や面談の場の設定等のサポートを受けることができる。

資料出所：厚生労働省「副業・兼業に関する情報提供モデル事業(ビジネス人材雇用型副業情報提供事業)」を10月2日から開始します」

心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正

精神障害・自殺事案については、2011年に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定が行われているが、専門検討会の報告書を受けて9月より基準を改正。「業務による心理的負荷評価表」にはカスタマーハラスメントや、感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事したこと等が追加された。精神障害悪化の業務起因性が認められる範囲や、医学意見の収集方法についても見直しが行われた。

資料出所：厚生労働省「心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要」

<岐阜労働局からのお知らせ>

「プラチナくるみん」取得企業を紹介中

仕事と子育ての両立支援制度の導入や利用が進み、高い水準の取り組みを行っている企業が取得できるのが「プラチナくるみん」マーク。岐阜県内での取得はまだ3社しかありません。岐阜労働局のYouTubeチャンネルでは、そのうちの2社にインタビュー。認定取得のメリットや両立支援の取り組み方法等についてお聞きしています。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

11月は「過労死等防止対策推進法」に基づいた啓発月間です。過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、「過労死等防止対策推進シンポジウム」(無料でどなたでも参加できます)を全国48会場で開催するほか、講演や過労死遺族の体験談の動画配信も行います。また、その他にも過重労働等への対応として、長時間労働の是正や賃金不払い残業等の解消に向けた重点的な監督指導、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」等も実施します。